

# ネオdeいりょう

## 健康プロモート

<無解約返戻金型終身医療保険>  
(引受基準緩和型)



### 商品の特長

#### 特長 ①

**持病・既往症があり健康状態に不安のある方でも入りやすい！**

●主契約などの保障は告知項目が3つだけでお申し込みいただけます。

#### 特長 ②

**所定の要件を満たしたら以後の保険料が割り引きになる！**

●契約日から5年間、疾病入院給付金・災害入院給付金の支払対象となる入院日数が通算してそれぞれ5日未満の場合、健康割引特則が適用され、以後の保険料が割り引きになります。

#### 特長 ③

**ご契約1年目から満額保障！**

●給付金の支払削減期間がないので、ご契約1年目から給付金を満額お受け取りいただけます。

#### 特長 ④

**必要な保障を必要な分だけ！**

●お客様のニーズに合わせて、さまざまな特約・特則を組み合わせることができます。

### ■しくみ図 (商品のイメージ) 告知項目が3つだけの保障

主契約	疾病入院給付金	病気で入院をしたとき 入院給付金日額×入院日数 <small>(三大疾病支払日数限度無制限特則)</small>	一生涯保障
	災害入院給付金	ケガで入院をしたとき 入院給付金日額×入院日数	
	死亡保障特則 死亡給付金	死亡したとき 入院給付金日額×給付倍率	
特約	手術保障特約 (引受基準緩和型) 手術給付金	公的医療保険制度対象の手術・放射線治療などを受けたとき 【入院中】基準給付金額×2 【外来】基準給付金額	

### ■その他の特約

- 先進医療特約 (引受基準緩和型)
- 特定疾病一時給付特約 (引受基準緩和型)
- 通院特約 (引受基準緩和型)
- 入院一時給付特約 (引受基準緩和型)
- 特定疾病保険料払込免除特約 (引受基準緩和型) (2020)
- 治療保障特約 (引受基準緩和型)
- がん診断特約 (引受基準緩和型) (2020)
- 女性疾病入院特約 (引受基準緩和型)
- 抗がん剤治療特約 (引受基準緩和型)

## ■ 主な保障内容

主契約 特約	給付金の 種類	支払事由の概要		支払限度		給付金額
				60日型	120日型	
無解約返戻金型 終身医療保険 (引受基準緩和型) (*1)  主契約	疾病入院 給付金 (*2)	三大疾病支払日数限度 無制限特則を適用しない場合	病気の治療を目的として、1日以上 の入院をしたとき	1回の入院:60日 通算:1,095日	1回の入院:120日 通算:1,095日	入院給付金日額 × 入院日数
		三大疾病支払日数限度 無制限特則を適用する場合	三大疾病 (*3) 以外の病気の治療を 目的として、1日以上入院をしたとき 三大疾病 (*3) の治療を目的として、 1日以上入院をしたとき	1回の入院:60日 通算:1,095日	1回の入院:120日 通算:1,095日	
	災害入院 給付金 (*2)	不慮の事故による傷害の治療を目的として事故の日も含めて 180日以内に1日以上入院をしたとき		1回の入院:60日 通算:1,095日	1回の入院:120日 通算:1,095日	入院給付金日額 ×入院日数
	死亡 給付金	死亡保障特則を適用する場合	死亡したとき	1回		入院給付金日額 ×給付倍率
手術保障特約 (引受基準緩和型)	手術 給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●病気または傷害の治療を目的として公的医療保険制度における 医科診療報酬点数表に手術料もしくは放射線治療料の算定対象 として列挙されている診療行為、または輸血料の算定対象となる 造血幹細胞移植を受けたとき (*4)</li> <li>●所定の骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術を受けたとき (責任開始日からその日を含めて1年を経過した日より保障開始)</li> </ul>		通算支払回数無制限		<b>【入院中】</b> 基準給付金額 × 2  <b>【外来】</b> 基準給付金額

(\*1) 三大疾病支払日数限度無制限特則および死亡保障特則がいずれも適用されていないご契約において、疾病入院給付金・災害入院給付金の支払日数のいずれもが通算限度に達した場合にはご契約は消滅します。

(\*2) 原則として、退院日の翌日から180日以内の入院については1回の入院とみなします。詳細については「商品パンフレット」をご確認ください。

(\*3) 三大疾病とは、がん(上皮内がんを含みます)、心疾患、脳血管疾患をいいます。

(\*4) 手術給付金をお受け取りいただけない手術があります。詳細については「商品パンフレット」をご確認ください。また、放射線治療を複数回受けた場合の手術給付金のお支払いは60日に1回を限度とします。

●上記以外の特約の内容、支払事由の詳細、給付金をお支払いできない場合、ご契約のお引受けの限度や条件などについては、詳細を「商品パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」にて必ずご確認ください。

## ■ 主なお取り扱い

契約年齢(被保険者)	20歳～80歳(満年齢)
保険期間	終身 【先進医療特約(引受基準緩和型)・治療保障特約(引受基準緩和型):10年更新】
保険料払込期間	終身払・60歳払済・65歳払済・10年払済 (60歳払済・65歳払済の場合はご契約より払込期間満了まで10年以上が必要)
解約返戻金	保険料払込期間中:ありません
	保険料払込期間満了後(有期払):主契約の入院給付金日額の10倍と同額の解約返戻金があります
契約者配当金	ありません

## ■ ご留意事項

●ご検討にあたっては「商品パンフレット」「保障設計書」をご覧ください。法人のお客さまは「法人向け保険の検討にあたっての留意点」も必ずご確認ください。

●お申込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

●持病・既往症の種類や健康状態によってはご契約をお引き受けできない場合があります。なお、入院中の方はご契約をお引き受けできません。

●健康状態について詳細な告知をいただくことで、この保険より安い保険料で当社の無解約返戻金型終身医療保険(特約を含みます)にご加入いただける場合があります。

●先進医療特約(引受基準緩和型)および治療保障特約(引受基準緩和型)の保険期間・保険料払込期間は10年です。所定の年齢まで10年ごとにそれぞれ更新があります。更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前より高くなります。

**金融機関を募集代理店として加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください。**

●本商品は当社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。

●本商品の契約の有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。

●法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

[募集代理店]

神奈川県民共済生活協同組合  
保険代理事業室

〒231-8418  
神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8-2 県民共済プラザビル

TEL.0120-371622

<資料請求サイト>

<https://www.kenminkyosai.or.jp/contact/insurance-agent/choice.php>

[引受保険会社]

第一ネオ生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイスタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>